

研修1

指導監査等について

目次

1. 指導と監査
2. 令和7年度指導監査の実施状況について
3. 令和8年度の指導監査について
4. 業務管理体制について
5. 業務管理体制の一般検査について

1 指導と監査

(1) 指導監査の目的

○ 指導

事業者に対し、人員基準、運営基準、報酬基準等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について、周知徹底すること。

○ 監査

事業者に対し、自立支援給付対象サービス等の内容等並びに自立支援給付に係る費用の請求について、不正等が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ること。

1 指導と監査

(2) 指 導

① 集団指導

実施方法	講習等の方式により実施
対 象	指定障害福祉サービス事業者等
指導内容	自立支援給付対象サービス等の取り扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等
指導後の対応	欠席者に対し、必要な情報の提供に努める。

1 指導と監査

(2) 指 導

②運営指導

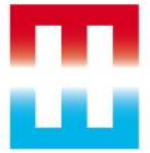
実施方法	面談方式により実施
対 象	①就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所については、3年に1回以上の頻度で実施する。その他のサービスについては、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上実施する。 ②指定後まもない障害福祉サービス等事業者については、指定後3年以内に実施する。ただし、就労継続支援A型は、新規指定の半年後を目途に初回の運営指導を実施する。 ③運営に重大な問題があると認められる事業者については、優先的に実施する。 ④実施主体が特に必要と認めた事業者を対象に実施する。
指導内容	人員基準、運営基準等に係るチェック項目に基づき、関係書類の確認を行う。
指導後の対応	・運営指導の結果は、改善を要する事項について、後日文書によって通知する。 ・文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を事業者を求める。 ・通報等に基づく情報や介護給付費等の請求データ等の要確認情報や運営指導において確認した指定基準違反等の情報に基づき、<u>著しい運営基準違反や利用者の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断される場合や介護給付費等の不正請求が認められる場合は、監査へ変更する。</u>

1 指導と監査

(3) 監 査

実施方法	実地検査等により実施
対 象	監査が必要と認められる指定障害福祉サービス事業者等
監査内容	報告・帳簿書類その他の物件の検査、関係者への質問を行う。
監査後の対応	・改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、文書によって通知し、改善報告書の提出を求める。 ・<u>指定基準違反等が認められた場合には、障害者総合支援法第49条、第50条（児童福祉法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の16、第24条の17）等に定める「勧告、命令等」「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を行う。</u>

2 令和7年度指導監査の実施状況について



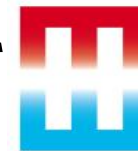
元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

(1) 令和7年度指導監査実施状況

	広島県 ※	広島市	福山市	呉市
実施施設数	212	78	168	132
内 実地	83	78	168	132
書面	129	0	0	0

※ 広島市、福山市、呉市を除く。
県内20市町と西部厚生環境事務所分を含まない。

2 令和7年度指導監査の実施状況について

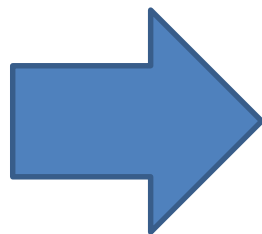


元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

(2) 主な不適切事例と指導事項

不適切事例

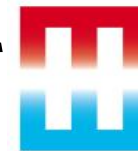
個別支援計画の作成に係る一連の業務に不備がある。



指導事項

- ・必要な事項を記載した計画の原案を作成すること。
- ・支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、計画の原案について意見を求めること。
- ・利用者等に対し、計画について説明し、文書によりその同意を得ること。
- ・計画を利用者等及び相談支援事業者等に交付すること。
- ・計画の見直しを行い、計画の変更を行うこと。

2 令和7年度指導監査の実施状況について

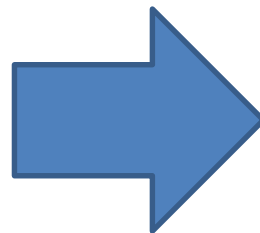


元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

(2) 主な不適切事例と指導事項

不適切事例

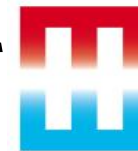
非常災害に関する
具体的な計画を立て
ていない。



指導事項

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知すること。
また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

2 令和7年度指導監査の実施状況について

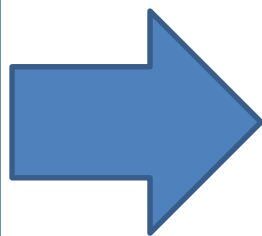


元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

(2) 主な不適切事例と指導事項

不適切事例

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）の開催回数が少ない。



指導事項

感染対策委員会は、事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回以上定期的に開催すること。
(年4回)

(※1) 感染症等の予防等のため

- ・指針の整備
- ・研修及び訓練の実施が必要

(※2) 居宅介護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援はおおむね6月に1回以上

2 令和7年度指導監査の実施状況について

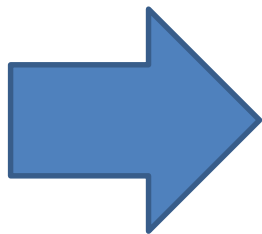


元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

(2) 主な不適切事例と指導事項

不適切事例

加算の算定要件を
満たしていない。



指導事項

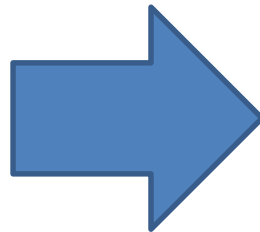
- ・加算の算定に必要な人員配置を行うこと
- ・加算の算定に必要な記録等を整備すること

2 令和7年度指導監査の実施状況について

(2) 主な不適切事例と指導事項

不適切事例

運営規程の記載事項
と実態が異なっている。



指導事項

運営規程の記載事項に変更があつた場合は、実態に合わせて、運営規程の変更を行うこと。
また、運営規程を変更した場合は、指定権者に変更届を提出すること。

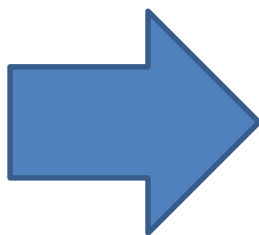
※従業員の員数は「児童指導員 ○人以上」と記載することも可

2 令和7年度指導監査の実施状況について

(2) 主な不適切事例と指導事項

不適切事例

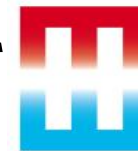
安全計画の策定がなされていない。



指導事項

事業所ごとに、設備の安全点検、安全に関する指導、研修及び訓練等の計画を策定すること。(児通所、児入所のみ)
また、通所給付決定保護者に対し、取組の内容等について周知すること。(児通所のみ)

2 令和7年度指導監査の実施状況について

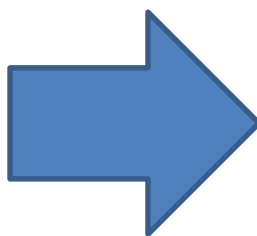


元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

(2) 主な不適切事例と指導事項

不適切事例

従業者等の秘密保持等に関する誓約書等を徴収していない。



指導事項

事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た秘密を、従業者でなくなった後においても保持するとした誓約書等を徴収すること。

2 令和7年度指導監査の実施状況について



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

(3) 特に気をつけるべき事項

- サービスを提供した際は、提供日や提供時間を支援の都度記録に残すこと。
- 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行って
はならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること
- サービス提供日（障害者の事業所はサービス提供月）においては、人員基
準を下回ることはないよう職員を適正に配置すること。
- サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）は、個別支援計画の作成
に係る会議の記録を残しておくこと。
- 各種加算を算定する場合は、必要な要件を満たすこと。
- 各種減算の要件を確認し、必要な措置を行うこと。
- 非常災害対策計画、業務継続計画、安全計画等を作成し、研修及び訓練
等を行うこと。

2 令和7年度指導監査の実施状況について



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

(4) 行政処分について

処分庁	サービス	処分内容	処分理由
県	放課後等デイサービス	指定の全部効力停止(6ヶ月)	人員基準違反、不正請求
県	放課後等デイサービス	指定取消(4事業所)	人員基準違反、不正請求
広島市	放課後等デイサービス	指定取消	不正の手段による指定
広島市	放課後等デイサービス	指定の全部効力停止(3ヶ月)	人格尊重義務違反
広島市	放課後等デイサービス	指定取消(3事業所)	不正請求
呉市	放課後等デイサービス	指定取消(3事業所)	不正請求、虚偽答弁
福山市	居宅介護	指定取消	不正請求
福山市	重度訪問介護	指定の全部効力停止(1ヶ月)	不正の手段による指定
福山市	放課後等デイサービス	指定の全部効力停止(12ヶ月) (3事業所)	不正請求、 不正の手段による指定
福山市	児童発達支援 放課後等デイサービス	指定取消	不正請求、人員基準違反、 運営基準違反
福山市	児童発達支援 放課後等デイサービス	指定の一部効力停止(3ヶ月)	不正請求、運営基準違反

2 令和7年度指導監査の実施状況について



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

(4) 行政処分について

○人格尊重義務違反

(障害者総合支援法第50条第1項第3号／児童福祉法第21条の5の24第1項第3号)

○人員基準違反(同項第4号)

○運営基準違反(同項第5号)

○不正請求(同項第6号)

○虚偽答弁(同項第7号)

○不正の手段による指定(同項第9号)

○関係法令違反(同項第10号)

【事例①】

- ・児童指導員又は保育士について、サービス提供時間を通じて2人以上配置されていなかった時間帯があった。
- ・基準人員を満たしていないが、児童指導員等加配加算を算定している。

[処分の理由]

- ・児童指導員又は保育士について、サービス提供時間を通じて2人以上配置すべきところ、配置されていない。→人員基準違反
- ・人員基準違反をしているため障害児通所給付費を受けられないにも関わらず、同給付費を請求し受領した。→不正請求
- ・人員基準違反をしている場合には、加配加算を算定できないにも関わらず、請求し受領した。→不正請求

[行政処分] 指定取消

2 令和7年度指導監査の実施状況について



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

(4) 行政処分について

【事例②】

- ・雇用予定のないサービス管理責任者の有資格者を、新規開設予定事業所に配置するサービス管理責任者として申請した。

[処分の理由]

- ・雇用予定のない者を配置するとした事実と異なる書類を提出し、人員基準を満たしているとし指定を受けた。→不正の手段による指定

[行政処分] 指定取消

【事例③】

- ・管理者が利用者に対し、蹴る、つねるなどをした。
- ・虐待行為を職員が把握していたにも関わらず、行政に報告をしなかった。

[処分の理由]

- ・従業員による虐待が行われていた。→人格尊重義務違反
- ・障害者虐待防止法に違反する。→関係法令違反

[行政処分] 指定の効力停止

3 令和8年度の指導監査について

(1) 令和8年度の指導監査について

- 広島県

7月～12月にかけて実地にて実施（一部事業所・施設は書面監査を実施）

- 広島市

7月～2月にかけて実地にて実施

- 呉市

7月～1月にかけて実地にて実施

- 福山市

7月～2月にかけて実地にて実施

4 業務管理体制について

(1) 業務管理体制の整備とは

指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正を図るための体制が整備されていることを指す。

具体的には・・・

- ①事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者がおかれていること
- ②法令遵守規程が整備されていること
- ③業務執行の状況の監査が行われていること

4 業務管理体制について

(2) 届出事項について

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
①全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名 主たる事業所の所在地 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」(注1)の氏名、生年月日
②事業所等の数が20以上の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」(注2)の概要
③事業所等の数が100以上の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

(注1)法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

(注2)業務が法令に適合することを確保するための規程

【参考】障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出 (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/gyoumukannritaiseiseibi.html>)

4 業務管理体制について

(3) 届出先について

事業所等の区分	届出先	備考
指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省	厚生労働本省 社会・援護局障害保健福祉部企画課
特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての指定事業所が同一市町内に所在する事業者	市町	
全ての指定事業所等が同一指定都市(※)内に所在する事業者等	指定都市(※)	※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含みます。
全ての指定事業所等(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。)が同一中核市内に所在する事業者等	中核市	
①から④以外の事業者等	都道府県	

4 業務管理体制について

指定の取り消しにおける連座制の適用

- ① 取り消しの理由となった不正行為に、法人の組織的関与が確認された場合に連座制が適用されることとなります。
- ② 同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合、指定・更新の欠格事由に該当します。

障害福祉サービス◎ごとの類型内で適用

- ◎障害福祉サービスⅠ
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護
- ◎障害福祉サービスⅡ
・生活介護（※） ・短期入所
- ◎障害福祉サービスⅢ
・重度障害者等包括支援
- ◎障害福祉サービスⅣ
・共同生活援助 ・自立生活援助
- ◎障害福祉サービスⅤ（※）
・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・就労定着支援

※施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。

障害者支援施設

・障害者支援施設

相談支援(障害者) ◎ごとの類型内で適用

◎地域相談支援

◎計画相談支援

相談支援（障害児）

障害児相談支援

障害児通所支援

障害児通所支援

5 業務管理体制の一般検査について

【広島県障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱】

第5 検査等

(1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、第3の検査対象となる障害福祉サービス事業者等を対象に、実施するものとする。

(2) 特別検査

指定事業所等の指定取消処分相当事案が発生した場合に、当該障害福祉サービス事業者等に対し実施するものとする。

※「障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」に基づく。

広島県障害者支援課のホームページについて

元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

[トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [健康福祉局](#) > 障害者支援課

障害者支援課

主な業務内容

- ・障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法に基づく障害児の福祉、発達障害者支援法、特別児童扶養手当などの支給に関する法律に関すること
- ・心身障害者の扶養共済
- ・福祉のまちづくりに関する普及啓発 など

 発達障害児(者)支援	 障害者手帳・手当	 自立支援医療	 補装具費
 あいサポートプロジェクト	 障害者差別解消について	 相談支援・サビ児管研修	 障害者の就労支援

[① 新着情報の一覧](#)

障害福祉サービス等事業者に関する情報

事業者の方へ まとめサイト (指導検査グループ)

 [印刷用ページを表示する](#) 掲載日：21

届出・申請方法

- | | | |
|------------------|-----------------|-------------------|
| ① 障害者を対象としたサービス | ① 障害児を対象としたサービス | ① 基準(人員・設備・運営・報酬) |
| ① 処遇改善(計画書実績報告書) | ① 質の向上・情報公表制度 | ① 業務管理体制 |

事業所の方へ まとめサイト(指導検査グループ)

障害福祉サービス等事業所・施設を運営する事業者、新たに事業者指定をお考えの事業者はこちらから。

[① まとめサイトはこちら](#)

指定申請・更新・変更届・報酬など

研修2

令和8年6月報酬改定等について

研修2-1

令和8年6月報酬改定について

〈令和8年度における臨時応急的な見直し〉

目次

- 1 就労移行支援体制加算の見直し p3
- 2 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し p4～p5
- 3 応急的な報酬単価の特例 p6～p13

令和8年2月18日 厚生労働省・こども家庭庁 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料
「令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について」(抜粋)

2(1)就労移行支援体制加算の見直し

概要

【生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

- 就労継続支援A型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している（就労移行支援体制加算）。
- この加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。
- 本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限（定員数まで）を設定するなど、適正化を行う。【告示改正・令和8年4月施行】

算定要件等

- 就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。
- また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。

※ 令和9年度報酬改定に向けて、就労移行支援体制加算のあり方については改めて議論

（参考）就労移行支援体制加算

- ・ 一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価する加算
- ・ 前年度において、就労継続支援A型等を受けた後に一般就労へ移行し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数及び利用者数を乗じた単位数を加算
- ・ この実績の人数については、原則として、同一の利用者につき過去3年間で算定実績がある場合は算定不可（都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る）としている（R6報酬改定）

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

概要

【就労継続支援B型】

- 平均工賃月額の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。
※ 基準額の引き上げ幅は、平均工賃月額の上昇幅(約6千円)の1/2である3千円に留める
- 併せて、下記の配慮措置を講じる。
 - ・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
 - ・今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
 - ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

(参考) 平均工賃月額の見直し(令和6年度報酬改定)

障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入

【見直し前】

- 前年度の平均工賃月額の見直し方法は以下のとおり。
 - ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
 - イ 前年度に支払った工賃総額を算出
 - ウ $\text{工賃総額(イ)} \div \text{工賃支払対象者の総数(ア)}$ により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

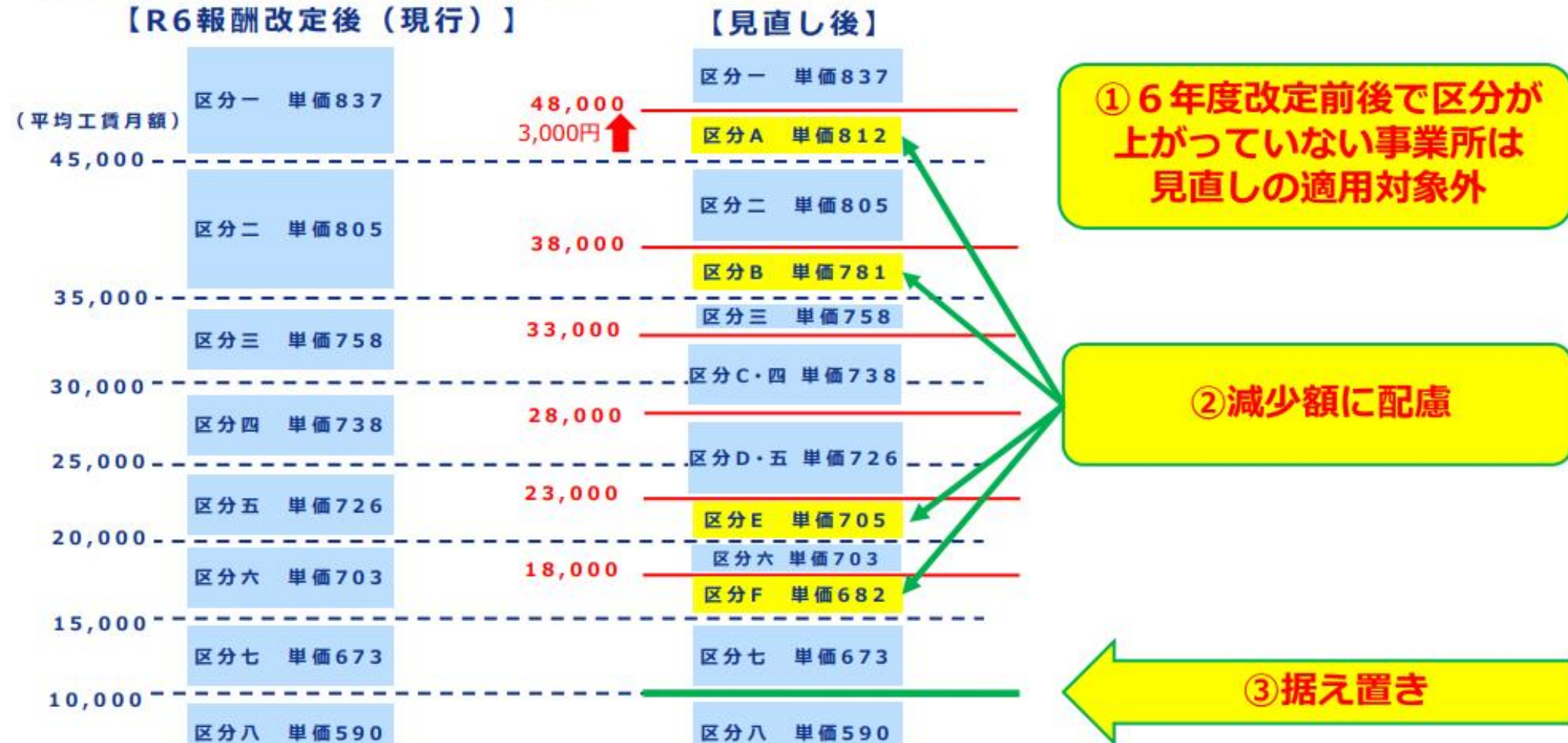
$\text{年間工賃支払総額} \div (\text{年間延べ利用者数} \div \text{年間開所日数}) \div 12\text{月}$

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

(参考) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて (イメージ)

- 見直しにあたっては、報酬区分の引き上げを全国平均値の上昇幅の1/2である3千円に留めるとともに、
- ① 令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外
 - ② 見直しにより区分が下がる場合についても基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設
 - ③ 令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準額は据え置く
- 配慮措置を講ずる。

※ 人員配置基準 6 : 1、定員20名以下の場合



2(3) 応急的な報酬単価の特例

概要

【就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。
- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価(一定程度引き下げた基本報酬)を適用する。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

○ 対象サービス

就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス

- ※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

○ 対象事業所

令和8年6月1日以降に新規指定された事業所(既存事業所については従前どおり)

- ※ 指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい

- ※ 合併・分割・事業譲渡に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、既存事業所と同様の扱い

○ 応急的な報酬単価

対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する(詳細次ページ)。

2(3) 応急的な報酬単価の特例(就労継続支援B型)

単位数

- 所定単位数の1000分の984に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害者への配慮>

- ・ 医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- ・ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3) 応急的な報酬単価の特例(共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型))

単位数

- 所定単位数の1000分の972に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害者への配慮>

- 重度障害者支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、医療的ケア対応支援加算、医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

<地域への配慮>

- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3) 応急的な報酬単価の特例(児童発達支援)

単位数

- 所定単位数の1000分の988に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害児等への配慮>

- ・ 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- ・ 基本報酬医療的ケア区分(1~3)、強度行動障害児支援加算、人工内耳装用児支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3) 応急的な報酬単価の特例(放課後等デイサービス)

単位数

- 所定単位数の1000分の982に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害児等への配慮>

- ・ 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- ・ 基本報酬医療的ケア区分(1～3)、強度行動障害児支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、人工内耳装用児支援加算、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

◎就労継続支援B型・共同生活援助（重度障害者支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）、医療的ケア対応支援加算は共同生活援助のみ）

【重度障害者支援加算（Ⅰ）】（共同生活援助のみ）

- 区分6かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【重度障害者支援加算（Ⅱ）】（共同生活援助のみ）

- 区分4かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【医療的ケア対応支援加算】（共同生活援助のみ）

- 指定基準の人員配置に加えて看護職員等を常勤換算1以上配置しており、医療的ケア判定スコアに記載の医療を必要とする利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【医療連携体制加算（Ⅳ）】

- 看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合に加算

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）】

- 利用者の50%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して40:1以上配置している事業所に加算

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）】

- 利用者の30%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

【高次脳機能障害者支援体制加算】

- 高次脳機能障害のある利用者が全体の30%以上であり、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した従業員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

(基本報酬)

◎児童発達支援・放課後等デイサービス

【医療的ケア区分による基本報酬(医療的ケア区分1～3)】

- 医療濃度に応じて、必要な看護職員を配置し、医療的ケア児に対して支援を行う場合

【主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬】

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を行う場合

(加算)

◎児童発達支援

【強度行動障害児支援加算】

- 児基準20点以上の児に対して、強度行動障害支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【人工内耳装用児支援加算(Ⅰ)】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している児に対して、支援を行った場合、利用定員に応じて加算

【人工内耳装用児支援加算(Ⅱ)】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を1名以上配置し支援を行った場合に加算

【視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算】

- 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を1名以上配置し支援を行った場合に加算

◎放課後等デイサービス

【強度行動障害児支援加算(Ⅰ)】

- 児基準20点以上の児に対して、強度行動障害支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【強度行動障害児支援加算(Ⅱ)】

- 児基準30点以上の児に対して、中核的人材養成研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【人工内耳装用児支援加算】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を1名以上配置し支援を行った場合に加算

【視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算】

- 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を1名以上配置している場合に加算

○ 特別地域加算の対象地域

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- 三 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
- 四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
- 五 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- 七 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 九 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域
- 十 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

※ 「厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」(平成21年厚労告第176号)、「こども家庭庁長官が定める離島その他の地域」(平24厚労告第233号)に該当する地域

研修2-2

各種減算について

①定員超過利用減算（定員を超えて障害者が利用している場合）

定員超過があり、次に該当する場合は、当該1日又は当該1月間について利用者全員につき減算となります。所定単位数の70%（30%減算）

※減算の対象とならない定員超過利用であっても、基準違反となります。

対象サービス		障害福祉サービス事業所等	
減算の対象		①生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型	②療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練、施設入所支援
1日当たりの利用実績	利用定員 50人以下	利用者数 > 利用定員 × 150%	利用者数 > 利用定員 × 110%
	利用定員 51人以上	利用者数 > (利用定員 - 50) × 125% + 75	利用者数 > (利用定員 - 50) × 105% + 55
直近の過去3月間の利用実績	利用定員 11人以下	過去3月間の延べ利用者数 > (利用定員 + 3) × 過去3月間の開所日数	
	利用定員 12人以上	過去3月間の延べ利用者数 > 利用定員 × 過去3月間の開所日数 × 125%	過去3月間の延べ利用者数 > 利用定員 × 過去3月間の開所日数 × 105%
1月間について利用者全員			

②定員超過利用減算（定員を超えて障害児が利用している場合）

定員超過があり、次に該当する場合は、当該1日又は当該1月間について利用障害児全員につき減算となります。 所定単位数の70%（30%減算）

※減算の対象とならない定員超過利用であっても、基準違反となります。

対象サービス		障害児通所支援事業所等	
減算の対象		①児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援	②障害児入所支援（指定医療機関を除く。）
1日当たりの利用実績 1日について利用障害児全員 直近の過去3月間の利用実績	利用定員 50人以下	1日の障害児数 > 利用定員 × 150%	1日の障害児数 > 入所定員 × 110%
	利用定員 51人以上	1日の障害児数 > 利用定員 + (利用定員 - 50) × 25% + 25	1日の障害児数 > 入所定員 + (入所定員 - 50) × 5% + 5
1月間について利用障害児全員	利用定員 11人以下	過去3月間の延べ障害児数 > (利用定員 + 3) × 過去3月間の開所日数	過去3月間の延べ障害児数 > 入所定員 × 過去3月間の開所日数 × 105%
	利用定員 12人以上	過去3月間の延べ障害児数 > 利用定員 × 過去3月間の開所日数 × 125%	

※ 毎月の報酬の請求にあたり、定員を超過して利用者を受け入れている事業所においては、定員超過利用減算の算定の可否を参考資料に掲載している定員超過利用減算にかかる通知の中の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて確認してください。



〈参考資料 I〉

各〔都道府県
市区町村〕障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、指定基準^(※)において、原則として、利用定員を超えて、児童発達支援等の提供を行ってはならないこととしており、利用者数が利用定員を一定数上回るときには、定員超過利用減算を算定する必要があります。

今般、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける定員超過利用減算が適切に算定されておらず、障害児通所給付費が過大に支給されている事例が、会計検査院の検査により確認されました。その理由として、定員超過利用減算の制度の理解が十分ではないことなどが挙げられており、会計検査院より、定員超過利用減算の適用の要件等の周知徹底や、定員超過利用減算の確認様式等を示すこと等について指摘があったところで、指摘事項の詳細は別紙1のとおり。

つきましては、定員超過利用減算の要件及び確認様式を別紙2のとおり整理し、お示ししますので、内容について御了知いただくとともに、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれは、

○ 別紙2について、ホームページへの掲載や、事業所の指定・更新申請の機会又は事業所への集団指導等の機会を捉え、管内の児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）に対して継続的に周知すること

○ 毎月の報酬の請求に当たり、定員を超えて利用者を受け入れている事業所において、定員超過利用減算の算定の要否を別添の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて確認することについて周知することをお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

（※）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

＜本件担当＞

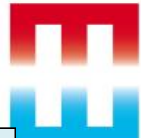
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室障害児支援係

TEL：03-5353-1111（内線3037）

FAX：03-3591-8914

E-mail：shougaijishien@hiw.go.jp

<参考資料Ⅱ>



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート

令和 年度分

- 定員超過利用減算は過去3ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後2ヶ月についても利用者数等を入力すること。
※ 例えば、4月に定員超過が生じたときは、2月、3月、5月、6月にも入力が必要。前年度の2月に定員超過が生じたときは、1月、3月、4月にも入力が必要（欄が無い前年度12月以前は記入不要）。
※ 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、1日でも利用定員を超過した日があるときも含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。
- 本様式により定員超過利用減算の算定が不要と確認した月であっても、当該月のうち、1日に利用定員の150%を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。

事業所名	
提供サービス名	
提供単位(単位分けを行っている場合のみ記入)	

水色のセルに入力をしてください。
(色のないセルは自動入力です。)

★ 数字の入力方法や、⑧に表示される用語の意味については、「記載例・表示内容の説明」のシートもご確認ください。

		前年度			令和 0 年度											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	延べ利用者数(人) (注1)															
②	過去3月間の延べ利用者数(人)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	利用定員(人)															
④	開所日数(日)															
⑤	利用定員×開所日数 (③×④)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥	受入可能延べ利用者数(人) (注2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦	過去3月間の受入可能延べ利用者の 合計数(人)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧	定員超過利用減算の算定の要否 (②>⑦=減算必要)				error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error

(注1) 災害等やむを得ない事由により受け入れる障害児は、①の人数から除くことができる。ただし、「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

(注2) 利用定員が12人以上の場合:「⑤×(125÷100)」、「11人以下の場合: (③+3) × ④」

③人員欠如減算（人員配置が人員基準を満たしていない場合）

減算の対象	対象サービス
利用者全員・ 利用障害児 全員 サービス管理責任者、生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員、世話人、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士の欠如や常勤、専従等の要件を満たしていない	療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援（児童発達支援センター及び主に重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く。）、放課後等デイサービス（主に重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く。）、基準該当通所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援



○障害福祉サービス事業所等

対象者	欠如の状況	減算期間	減算割合		備考
サービス管理責任者	配置基準を満たしていない	人員欠如した月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで	減算適用1月目から4月目	基本報酬 70% (30%減算)	翌月の末日において 人員基準を満たすに至っている場合を除く。
			5月目以降	基本報酬 50% (50%減算)	
生活支援員 看護職員 理学療法士 作業療法士 地域移行支援員 職業指導員 就労支援員 就労定着支援員 世話人	配置基準から1割を超えて欠如	人員欠如した月の翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで	減算適用1月目から2月目	基本報酬 70% (30%減算)	
			3月目以降	基本報酬 50% (50%減算)	
	配置基準から1割を超えない欠如	人員欠如した月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで	減算適用1月目から2月目	基本報酬 70% (30%減算)	
			3月目以降	基本報酬 50% (50%減算)	
常勤又は専従などの員数以外の要件を満たしていない		人員欠如した月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで	減算適用1月目から2月目	基本報酬 70% (30%減算)	翌月の末日において 人員基準を満たすに至っている場合を除く。
			3月目以降	基本報酬 50% (50%減算)	

※日中サービス支援型指定共同生活支援事業所は、例外あり

○障害児通所支援事業所等



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

対象者	欠如の状況	減算期間	減算割合		備考
児童発達支援 管理責任者	配置基準を満たして いない	人員欠如した月の 翌々月から人員欠如 が解消されるに至っ た月まで	減算適用1月目から4 月目	基本報酬 70% (30%減算)	翌月の末日において人 員基準を満たすに至っ ている場合を除く。
			5月目以降	基本報酬 50% (50%減算)	
児童指導員 保育士	配置基準から1割を超 えて欠如	人員欠如した月の翌 月から人員欠如 が解 消されるに至った月 まで	減算適用1月目から2 月目	基本報酬 70% (30%減算)	
			3月目以降	基本報酬 50% (50%減算)	
	配置基準から1割を超 えない欠如	人員欠如した月の 翌々月から人員欠如 が解消されるに至っ た月まで	減算適用1月目から2 月目	基本報酬 70% (30%減算)	翌月の末日において人 員基準を満たすに至っ ている場合を除く。
			3月目以降	基本報酬 50% (50%減算)	
常勤又は専従などの員数以外の要件を満 たしていない		人員欠如した月の 翌々月から人員欠如 が解消されるに至っ た月まで	減算適用1月目から2 月目	基本報酬 70% (30%減算)	翌月の末日において人 員基準を満たすに至っ ている場合を除く
			3月目以降	基本報酬 50% (50%減算)	

※居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援は児童発達支援管理責任者欠如減算のみ

④個別支援計画未作成減算

減算の対象		対象サービス	減算期間	減算割合	
該当する利用者・ 障害児	個別支援計画が 未作成※又は個 別支援計画の作 成に係る一連の業 務が適切に行わ れていない	療養介護、生活介護、施設 入所支援、自立訓練（機能 訓練）、自立訓練（生活訓 練）、就労移行支援、就労継 続支援A型、就労継続支援 B型、就労定着支援、自立 生活援助、共同生活援助、 児童発達支援、医療型児童 発達支援、放課後等デイ サービス、居宅訪問型児童 発達支援、保育所等訪問支 援、障害児入所施設（指定 医療機関を除く。）、基準該 当通所支援	減算が適用される月 から当該状態が解 消されるに至った月 の前月まで	減算適用1月目 から2月目	基本報酬 70% （30%減算）
				3月目以降	基本報酬 50% （50%減算）

※サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。



⑤その他の減算措置について

項目	対象サービス
支援計画シート等未作成減算	行動援護
短時間利用減算 医師未配置減算	生活介護
開所時間減算	生活介護、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
大規模減算	短期入所
夜勤職員欠如減算 管理栄養士等未配置減算	施設入所支援
標準利用期間超過減算	自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援、自立生活援助
自己評価未公表減算	就労継続支援A型
大規模住居等減算	共同生活援助
居宅介護支援費重複減算 介護予防支援費重複減算	計画相談
自己評価結果等未公表減算	児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

報酬に関するQ&A

〈最近、いただいた御質問の中から抽出したものです。〉

医師未配置減算

対象サービス:生活介護

問)医師を配置せず、看護師等により利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じ医療機関への通院等により対応する場合は、医師未配置減算に該当することは承知している。

当事業所では嘱託医(非常勤・他法人の医療機関との兼務)を配置しようと思うが、勤務はどの程度必要か。

答)嘱託医は職員体制の中に位置づけられるべき職種であり、一定の勤務実態が必要です。県では「毎月1回以上、事業所を訪問し、勤務している」ことが認められれば、医師が配置されていると判断し、未配置減算の対象外としています。

なお、運営指導や監査において、相手方との契約書、出勤を証する書類(出勤簿など)、報酬の支払いの有無、勤務内容等を確認させていただく場合があります。

目標工賃達成指導員配置加算

対象サービス: 就労継続支援B型

問) 目標工賃達成指導員配置加算の人員配置の要件について確認したい。

答) 「目標工賃達成指導員配置加算」の要件は、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、「職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上」かつ「当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算で5:1以上」をもって、目標工賃の達成に向けた取組みを行う場合となります。

なお、目標工賃達成指導員配置加算を取得するかどうかに関わらず、職業指導員1人以上及び生活支援員1人以上の配置が必要です。職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算で利用者数を10で除した数以上が必要であり、かつ職業指導員及び生活支援員の1人以上は常勤である必要があります。



申請様式(エクセルファイル)の付表3について

対象サービス:生活介護

問)「付表3 生活介護事業所指定等に係る記載事項」の利用者の推定数の欄に「サービス単位1」、「サービス単位2」、「サービス単位3」とは何を書くところか。

答)大規模の事業所では、利用定員を複数のグループに分け、そのグループごとに、予め担当職員や使用する施設(場所)・設備が決められていることがあります。

この場合のサービス単位とは、そうした個々のグループのことを言い、福祉専門職員配置等加算や人員配置加算は単位ごとに加算の判断をします。